

## 西伊豆臨海学習

7月に町内の小学校5年生が、姉妹町の西伊豆町で臨海学習を行いました。西伊豆町3校の児童との海水浴交流やイカさばき体験、ジオサイト



トウォークなどを行いました。

天気にも恵まれ、西伊豆町の海や自然を存分に楽しみながら体験しました。

冬には西伊豆町の児童が富士見町を訪れ、スキー交流をします。冬の交流も楽しみです。



## 児童扶養手当・特別児童扶養手当とは？

問 富士見町教育委員会 子ども課 子ども支援係 ☎62-9237

### 児童扶養手当

ひとり親等の世帯で18歳未満の児童を養育しているときに、一定の所得の範囲内で手当が支給される制度です。

#### ○手当の額

区分	月額	児童加算額	
		第2子	第3子以降
全部支給	42,500円	10,040円	6,020円
一部支給 (所得に応じて)	42,490円 ～10,030円	所得額に応じ 10,030円 ～5,020円 加算	所得額に応じ 6,010円 ～3,010円 加算

#### ○手当を受けることができる方

- \*配偶者が死亡した方・配偶者と離婚した方
- \*配偶者に1年以上子の監護義務をまったく放棄されている方
- \*配偶者が精神または身体の障がいにより働けない方
- \*婚姻によらないで母となった方
- \*配偶者が1年以上法令上の拘禁をされている方
- \*父又は母が監護しない又はいない場合の養育者

### 特別児童扶養手当

精神や身体に障がいのある20歳未満の児童を監護する父もしくは母等に手当が支給されます。

#### ○手当を受けるには

子ども課で請求の手続きをし、長野県知事の認定を受けることにより支給されます。

#### ○支給額（月額）

1級該当児童……51,700円 2級該当児童……34,430円

※所得や世帯状況等の条件があります。

該当と思われる方は、ご相談ください。



## 給食食材放射能測定結果（6月分）

測定日	測定食材数	測定結果
6月6日	6	20日に測定した6品のうち、1品は町基準値を超えたため、使用しませんでした。
6月20日	6	

※保育園、小・中学校で使用を予定する給食食材の放射能が10ベクレルを超えた場合は、給食に使用しません。詳しい測定結果は、町のホームページをご覧ください。

## 6月定例教育委員会報告

\*詳しくはホームページをご覧ください。

「教育のまち・子育てのまち」を築き続けるまち富士見町を目標として

**富士見町**

**教育委員会だより**

第152号

平成30年8月1日発行  
富士見町教育委員会編集  
☎62-9235  
kodomo@town.fujimi.lg.jp

**8月**  
**定例教育委員会**  
8月1日(水)  
午前9時30分～  
役場2F 教育長応接室  
傍聴歓迎!

**子どもに関する**  
**なんでも相談**  
月曜日～金曜日  
午前8時30分  
～午後5時15分  
☎62-9233  
家庭・教育・子育て  
相談員

**8月19日**  
**(第3日曜日)は**  
**家庭の日・**  
**家庭読書の日**

子どもの夏  
休みの生活を  
振り返り、規  
則正しい毎日  
が過ごせるよ  
うに家族みん  
なで支えてい  
きましょう。

